

筑後市立筑後中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止等対策に関する基本的な方針

○いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。
なお、起こった場所は学校の内外を問わない。（いじめ防止対策推進法）

○基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。従って、本校では、全ての生徒がいじめを行わず、また他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめ問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

○いじめに対する考え

生徒は、いかなる理由があろうともいじめを行ってはならない。

教職員は、筑後中学校で重大事態を発生させないために常に以下のことを意識し教育活動を行う。

- ・いじめ情報を共有しないことは法の規定に違反し得ることを意識する。
- ・日頃から子どもたちに「命の尊さ」を伝える
- ・「いじめ」は見ようとしないと見えない事を全職員で認識する。
- ・社会全体でいじめ問題に取り組むことを子どもや保護者に伝える。

いじめは人間として絶対に許されない、人権に係わる重大な問題である。そして、何よりもいじめの側に問題があり、いじめられる側の保護が最優先にされなければならない。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得る。これらの基本的な考えを基に、教職員が日頃から些細な兆候を見逃さないように努め、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。そのために、生徒が自己存在感の味わる場や機会を増やせるように努める。また、思いやりのある温かい集団が形成され、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止等対策の基本施策

視点1 いじめの防止のための取組

(1) いじめが起こらない、許さない集団の育成に向けて

- ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- イ 体験活動・ボランティア活動を推進。

(2) 命の大切さ・相手を思いやる心の育成

- ア 満足感・充実感のある授業づくり
- イ 道徳・特別活動の時間の充実
 - ・いじめを自分のこととしてとらえる心
 - ・いじめに正面から向き合える心

(3) インターネット・携帯電話等を通じて行われるいじめに対する対策

ア 生徒に対して

情報モラル教育を推進し、携帯電話・スマートフォン等の正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

イ 保護者に対して

保護者会等（入学式、PTA総会）に啓発のための説明会を資料等を使って実施する。

視点2 早期発見・いじめ事案への対処のあり方

いじめ調査等

いじめの早期発見のため、在籍する生徒全員に対して定期的な調査を次の通り実施する。

- ・教育相談を通した聞き取り調査・・・・・・・・・・年3回（6月、11月、2月）
- ・いじめアンケート・・・・・・・・・・月1回（第4週）

視点3 教育相談体制、生徒指導体制の構築

(1) いじめ相談体制

生徒や保護者がいじめに係る相談ができる相談体制の整備

- ・スクールカウンセラーの活用
- ・いじめ相談電話の紹介
- ・相談ポストの紹介と活用

(2) いじめ防止等の対策に従事する人材の確保

いじめ防止等の対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止に関わる職員の資質向上を図る。

(3) 「いじめ・不登校対策委員会」の設置

事案に対していじめに該当するか否かを組織的に判断し、対処する機関として設置

〈構成員〉

校長、教頭、生徒指導主事、補導、養護教諭、学年生徒指導担当
スクールカウンセラー、スクールサポーター、スクールソーシャルワーカー

〈活 動〉

- (1) いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- (2) いじめの防止に関すること
- (3) いじめ事案に対する対応に関すること
- (4) いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒理解を深めること
- (5) いじめ解消の有無の判断

〈開 催〉

週1回を定例会とし、いじめ事案が発生したときは緊急開催とする。

視点4 保護者、地域への情報発信と連携体制

保護者に対して、以下の広報啓発活動を行う。

- ・保護者アンケートを行う。
- ・保護者会等（入学式、PTA総会）に警察関係者等を招聘し啓発のための講演会を実施する。
- ・筑後中学校のHPにいじめ防止基本方針を掲載し、保護者に理解と協力を求める。
- ・学年保護者懇談会、地区懇談会でいじめに関する保護者啓発を行う。
- ・定例のPTA役員会において、いじめに関する報告を行い、協力を求める。

視点5 校内研修の充実

いじめに関する校内研修を実施し、全職員でいじめ防止、発生時の措置を行う。

3 いじめ発生時の措置

- (1) いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、速やかにいじめをやめさせ、その再発防止のため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導、及びその保護者への助言を継続的に行う。
- (3) いじめを受けた生徒が、安心して学習を受けられるための措置が必要と認められるときは、保護者と連携をとりながら、別室等において、一定期間、学習を行わせる措置を講ずる。
- (4) いじめ問題に関する関係者間の争いが生じないよう、関係保護者と当該事案に係る情報の共有化を図る必要な措置を取る。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめと判断する事案については、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

4 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合、児童生徒または保護者から重大事態に陥ったとの申し立てがあった場合には、次の対処をとる。

- (1) 重大事態が発生した旨を、速やかに教育委員会に報告する。
- (2) 教育委員会が調査の主体を判断し、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 学校が調査主体の場合、組織を中心とし、教育委員会の指示に従いながら、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他、必要な情報を適切に提供すると共に、いじめをした生徒の保護者に対しても必要な情報を適切に提供し、連携して対処する。
- (5) 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

5 評価

PDCAサイクルの考え方に従い、次の要領で評価を行いながら、その期間の取組が適切に行われたか否かを検証しながら、いじめ撲滅をめざす取組を強化する。

- (1) 年に2回（7月、12月）、年間計画に沿った取組の「取組評価アンケート」を実施する。
- (2) 分析結果をもとに、組織での取組の在り方、個々の教職員の取組の在り方について共通理解し、協働して対処できるようにする。
- (3) 学校評価にいじめに関する項目を明記し、学校として事案に対する評価を行う。

【いじめの報告体制】

